

みなさんでまちかどを花で飾りませんか

～市民花壇助成事業～

◆ 概 要 ◆

市民の方が、公園、街路、広場や空地などで自主的に設置、育成、管理を行う一定の要件を満たした花壇（市民花壇）に対して、市が育成管理費用の一部助成（最高年額15,000円）と年2回の花苗配布（1回当たり240株）を行う制度です。

◆ 市民花壇の要件 ◆

1. 自治会、婦人会、老人会、子ども会等の団体で、3年以上の育成管理が可能であること。
2. 公園・道路・広場・空地等で、公園・広場・道路上から見える場所であること。
3. 用地については、土地の所有者または管理者から同意を得られる場所であること。
4. 花壇は、その総面積が30㎡以上であること。

プランターの場合は、10基以上で、その総面積が4.5㎡以上であること。

花壇とプランターを併用する場合は、花壇とプランターの面積の和が30㎡以上であること。

<注意事項>

- ・食用目的の植物や大麻法等法令で禁止されている植物の栽培は、行わないでください。
- ・花壇への水やりを利用する水は、原則、各団体で用意してください。
（花壇管理用散水栓の新設は、行っておりません。）

◆ 申請にあたって ◆

ご希望されている場所や団体等が市民花壇の要件に該当するか等のお問い合わせは、道路公園110番コールセンターまでご連絡ください。

道路公園110番コールセンター

TEL：078-771-7498 FAX：050-3156-2904

E-mail：pwd-kobe-roadpark@persol.co.jp

*書類等の申請受付は、区役所地域協働課が担当します。

